

(別紙)

(公立博物館の場合)

- 1 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
- 2 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

(私立博物館の場合)

- 3 設置者である法人の法人登記事項証明書
- 4 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画等
- 5 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- 6 設置者である法人が、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
- 7 設置者である法人及びその代者等が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

(全員提出)

- 8 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 9 博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究の実施に関する基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 10 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 11 博物館の事業に関する収支計画を示した書類
- 12 博物館資料の目録
- 13 館長の氏名、職務内容及び経歴を示した書類
- 14 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示した書類
- 15 博物館の組織図及び職員名簿
- 16 職員への研修の実施計画又は実績
- 17 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示した書類
- 18 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに設備に関する書類
- 19 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示した書類
- 20 防災及び防犯の観点から対応している事項を示した書類
- 21 多様な利用者に対する安全及び利便性の確保並びに博物館が円滑に利用されるための配慮の観点から対応している事項を示した書類
- 22 博物館のパンフレット又は案内図